

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十九年九月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十九年五月十一日奈良県指令建第九八―二三一号

平成二十九年九月十一日奈良県指令建第九八―二三一―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十九年九月二十二日建第九〇二二号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

五條市野原中四丁目四七一番六、四八〇番及び四八一番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

五條市野原西四丁目一五番一七号

田中清嗣